

## 公共施設利用再開に伴うコロナ対応と個人情報保護条例の整理

## 【趣旨】

5月14日の緊急事態宣言の解除を受け、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用停止をしていた公共施設の利用再開をすることが市対策本部で決定された。しかし、今後も3密回避などの感染拡大防止策実施等の制限を設けるなど、感染拡大の第2波、第3波を防ぐことが必要となる。

そのため、今後、公共施設の利用者には、その施設利用者の中でコロナ感染者が発生した場合の保健所による濃厚接触者特定に活用するため、施設利用時に名簿(氏名・連絡先等)を記入いただく運用を各施設で実施する方針となっている。

その際、利用者に記入いただく内容が個人情報となるため、その取扱いと個人情報保護条例との整理をするもの。

## 《名簿のイメージ》

## 【個人情報の提供及び利用について】

新型コロナウイルス感染者が、当施設を利用したことが判明した場合、感染経路の確認及び感染拡大防止のため、下記に記載した個人情報(氏名、連絡先、住居地域及び施設利用日)を久留米市の新型コロナウイルス対策本部に提供及び利用することがあります。

施設名:○○○○

(令和2年 月 日分 午前・午後)

※上記に同意いただく場合は、各項目に記入のうえ同意欄にチェックを入れてください。

No.	氏名	連絡先	住居地域	同意
例	久留米 太郎	090-1234-5678	市内・市外	○
1				
2				
3				

施設名:南町運動広場

【個人情報の提供及び利用について】

新型コロナウイルス感染者が、当施設を利用したことが判明した場合、感染経路の確認及び感染拡大防止のため、下記に記載した個人情報(氏名、住所、連絡先及び施設利用日)を久留米市の新型コロナウイルス対策本部に提供及び利用することがあります。

(令和2年 月 日分 午前・午後)

※上記に同意いただく場合は、各項目に記入のうえ同意欄にチェックを入れてください。

No.	氏名	連絡先	住居地域	同意
例	久留米 太郎	090-1234-5678	市内・市外	○
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				